

阿南町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2025年9月
阿南町

目次

第1章 実行計画策定の背景

実行計画の背景	1
---------	---

第2章 基本的事項

2.1 計画の目的	4
2.2 計画の範囲	4
2.3 対象とする温室効果ガス	6
2.4 基準年度と計画期間	6

第3章 温室効果ガス排出状況および排出削減目標

3.1 基準年度及び直近年度の温室効果ガス排出量	7
3.2 温室効果ガス排出削減目標	11
3.3 目標達成に向けた取組	11

第4章 計画の進行管理と点検結果の公表

4.1 推進体制	15
4.2 進行管理の仕組み	15

第1章 実行計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月に2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議2において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も

示され、２０３０年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

２０２１年１０月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を２０３０年度までに５０％削減（２０１３年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のＺＥＢ化、電動車の導入、ＬＥＤ照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を２０２５年度までに９５％、２０３０年度までに１００％とすることを目指すとしています。

阿南町においても、町が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減の取り組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（略）

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

第 2 章 基本的事項

2.1 計画の目的

阿南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「阿南町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、阿南町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2.2 計画の範囲

2.2.1 対象とする事務・事業

本計画の範囲は、町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設です。また、指定管理者制度により管理運営する施設も全て対象とします。

2.2.2 対象となる施設一覧

本計画の対象となる組織は、以下のとおりとします。

施設区分	施設名
01_役場	04_阿南町役場本庁
01_役場	10_新野老人福祉センター 新野出張所
01_役場	11_阿南老人福祉センター 富草出張所
01_役場	18_和合福祉村 和(なごみ) 社協および和合出張所
02_小中学校	101_富草小学校
02_小中学校	102_新野小学校
02_小中学校	103_和合小学校
02_小中学校	104_阿南第一中学校
02_小中学校	105_阿南第二中学校
02_小中学校	106_大下条小学校
03_保育園	107_富草保育園
03_保育園	108_新野保育園
03_保育園	109_大下条保育園
04_上下水道施設	1007_水道特別会計_①のみ集計
04_上下水道施設	1008_下水道特別会計_①のみ集計
04_上下水道施設	66_富草浄水場
04_上下水道施設	67_北条浄水場
04_上下水道施設	68_大下条浄水場
04_上下水道施設	69_第 1 導水ポンプ場（水道）
04_上下水道施設	70_第 2 導水ポンプ場（水道）
04_上下水道施設	80_新野浄水センター

04_上下水道施設	81_和合上浄水センター
04_上下水道施設	82_深見浄水センター
04_上下水道施設	83_和知野浄水センター
04_上下水道施設	84_北条浄水センター
04_上下水道施設	85_栗野浄水センター
06_その他施設	1001_総務課_①のみ集計
06_その他施設	1002_建設環境課かつ環境水道課_①のみ集計
06_その他施設	1003_振興課_①のみ集計
06_その他施設	1004_教育委員会_①のみ集計
06_その他施設	1005_民生課_①のみ集計
06_その他施設	1006_診療所_①のみ集計
06_その他施設	201_新野診療所
06_その他施設	202_富草診療所
06_その他施設	45_阿南町民会館
06_その他施設	46_阿南町体育館
06_その他施設	47_阿南町文化会館
07_指定管理施設	1009_社協_①のみ集計
07_指定管理施設	1010_シダックス大新東_①のみ集計
07_指定管理施設	1011_社) 信州あなんトータルマーケティング_①のみ集計
07_指定管理施設	1012_社) ひだまりの郷あなん_①のみ集計
07_指定管理施設	1013_社会福祉法人サン阿南_①のみ集計
07_指定管理施設	1014_NP0 宅老所いこいの家_①のみ集計
07_指定管理施設	1015_萱垣会_①のみ集計
07_指定管理施設	12_救護施設 阿南富草寮
07_指定管理施設	13_特別養護老人ホーム阿南荘
07_指定管理施設	14_小規模特別養護老人ホーム 太陽の家
07_指定管理施設	16_グループホームまめだかな 社協
07_指定管理施設	17_高齢者生活福祉センター 社協
07_指定管理施設	19_大下条高齢者生活支援ハウス 社協(みさと)
07_指定管理施設	20_阿南町社協
07_指定管理施設	24_信州アトム拠点施設および信州アトム事務所
07_指定管理施設	26_阿南温泉源泉ポンプ機械室 かじかの湯
07_指定管理施設	27_ゆうゆ〜らんど阿南
07_指定管理施設	37_地域連携販売力強化施設(食彩館)
07_指定管理施設	44_阿南町給食センター
07_指定管理施設	65_新野給食センター

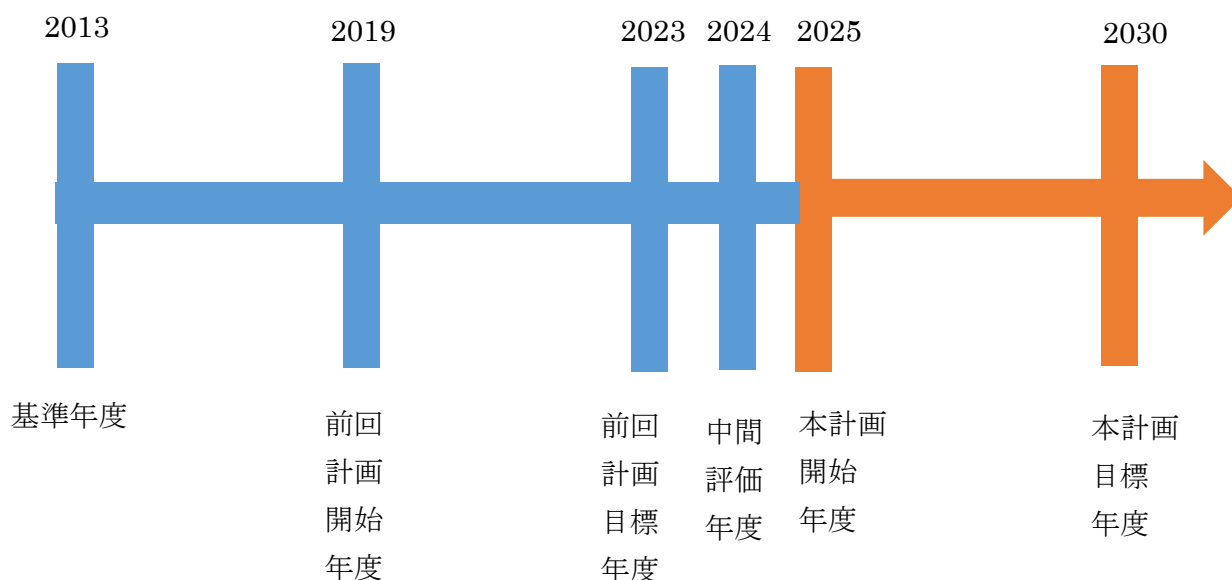
2.3 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは温対法で定められた温室効果ガスのうち、エネルギー起源二酸化炭素とします。その他の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）及び廃プラスチック類の焼却等で排出される非エネルギー起源二酸化炭素は、町の事務事業から排出される割合が非常に小さいため本計画では算定の対象外とします。参考として日本が排出する温室効果ガスの内訳を示します（図4参照）。

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 21 倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される 二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 140～11,700 倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カ ー ボ ン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

2.4 基準年度と計画期間

本計画の削減目標の基準となる年度は、国の地球温暖化対策計画と同じ2013年度とし、計画期間は2019年度から2023年度までの5か年度を最初の5か年度とし、2024年度に中間評価を行い、前回計画を見直し、2025年度から2030年度までの6か年度とします。



第 3 章 温室効果ガス排出状況および排出削減目標

3.1 基準年度及び直近年度の燃料消費量及び温室効果ガス排出量

阿南町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度及び直近年度である 2024 年度において、下記のとおりとなっています。

阿南町の事務及び事業活動に伴う燃料消費量（2013 年度）

年度	項目			単位	消費量
2013	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	148,000
			ガソリン	ℓ	66,230
			軽油	ℓ	25,359
			混合油など	ℓ	426
			灯油	ℓ	244,682
			液化ガス(立米)	kg	20,328
		電気		kWh	4,192,117

阿南町の事務及び事業活動に伴う燃料消費量（2024 年度）

年度	項目			単位	消費量
2024	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	86,000
			ガソリン	ℓ	28,089
			軽油	ℓ	10,404
			混合油など	ℓ	253
			灯油	ℓ	94,900
			液化ガス(立米)	kg	22,657
		電気		kWh	4,281,788

阿南町の事務及び事業活動に伴う二酸化炭素排出量（2013 年度）

年 度	項目			単位	消費量	CO2 排出量（CO2-ton）
2013	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	148, 000	401. 1
			ガソリン	ℓ	66, 230	153. 7
			軽油	ℓ	25, 359	65. 4
			混合油など	ℓ	426	1. 1
			灯油	ℓ	244, 682	609. 3
			液化ガス（立米）	kg	20, 328	132. 9
		電気		kWh	4, 192, 117	2, 163. 1
		合計				

阿南町の事務及び事業活動に伴う二酸化炭素排出量（2024 年度）

年 度	項目			単位	消費量	CO2 排出量（CO2-ton）
2024	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	86, 000	233. 1
			ガソリン	ℓ	28, 089	65. 2
			軽油	ℓ	10, 404	26. 8
			混合油など	ℓ	253	0. 6
			灯油	ℓ	94, 900	236. 3
			液化ガス（立米）	kg	22, 657	148. 2
		電気			kWh	4, 281, 788
合計					2, 448. 6	

施設別温室効果ガス排出量（2013 年度）

年 度	施設の区分	温室効果ガス（CO2）	構成比
2013	役場庁舎	217.0	6.2%
	小中学校	208.2	5.9%
	保育園	39.6	1.1%
	上下水道施設	571.7	16.2%
	その他施設	367.4	10.4%
	指定管理施設	2,122.6	60.2%
合計		3,526.6	100.0%

施設別温室効果ガス排出量（2024 年度）

年 度	施設の区分	温室効果ガス（CO2）	構成比
2024	役場庁舎	122.9	5.0%
	小中学校	184.2	7.5%
	保育園	38.8	1.6%
	上下水道施設	222.8	9.1%
	その他施設	583.7	23.8%
	指定管理施設	1,296.2	52.9%
合計		2,448.6	100.0%

施設別では、2013 年度では、指定管理施設が全体の 60%を占め、次いで上下水道施設 16%、その他施設 10%となっています。2024 年度では、指定管理施設が全体の 53%を占め、次いでその他施設 24%、上下水道施設 9%となっています。

エネルギー別温室効果ガス排出量（2013 年度）

年 度	項目			単位	消費量	CO2 排出量（CO2-ton）
2013	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	148, 000	401. 1
			ガソリン	ℓ	66, 230	153. 7
			軽油	ℓ	25, 359	65. 4
			混合油など	ℓ	426	1. 1
			灯油	ℓ	244, 682	609. 3
			液化ガス（立米）	kg	20, 328	132. 9
		電気			kWh	4, 192, 117
合計						3, 526. 6

エネルギー別温室効果ガス排出量（2024 年度）

年 度	項目			単位	消費量	CO2 排出量（CO2-ton）
2024	温室効果ガス算定対象	化石燃料	A 重油	ℓ	86, 000	233. 1
			ガソリン	ℓ	28, 089	65. 2
			軽油	ℓ	10, 404	26. 8
			混合油など	ℓ	253	0. 6
			灯油	ℓ	94, 900	236. 3
			液化ガス（立米）	kg	22, 657	148. 2
		電気			kWh	4, 281, 788
合計						2, 448. 6

また、エネルギー種別では、2013 年度は、電気が全体の 6 1 %を占め、次いで灯油 1 7 %、重油 1 1 %、ガソリン 4 %となっています。2024 年度は、電気が全体の 7 1 %を占め、次いで灯油 1 0 %、重油 1 0 %、液化ガス 6 %となっています。

3.2 温室効果ガス排出削減目標

3.2.1 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 51%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	中間年度（2023 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	3,527t-CO2	2,910t-CO2	1,729 t-CO2
削減率	—	17.5%	51%

※2024 年度は 2,449 t-CO2、2013 年度比で 30.6%の減となっています。

3.2.2 目標設定の考え方

令和 3 年（2021 年）の国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を令和 12 年（2030 年）までに平成 25 年（2013 年）で 46%削減することとしており、その中でも行政分野が対象となる「業務・その他部門」は 51%の削減が求められています。

目標設定にあたり、前回の計画では 44%削減を目標としてきておりますが、今回の計画見直しにあたり、国の目標値である 51%削減と決めました。

なお、今後本計画を実行するなかで様々な対策を実施し、最終的に 2050 年のゼロカーボン達成を目指します

3.3 目標設定に向けた取組

3.3.1 取組の基本方針

阿南町の CO₂ 排出量について、今後さらに削減を行うには施設の省エネルギー化や運用改善、再生可能エネルギーの導入、電力のグリーン購入が必要不可欠となります。

町のエネルギーマネジメントに戦略的に取り組むことは、CO₂ 排出量を削減するとともに、エネルギー支出を削減して、地域内の資金循環を促すことにつながります。また地域資源を活用したエネルギー事業を段階的に進めることで、将来的に町内のエネルギー消費をすべて町内で賄い、町のエネルギー自立を達成します。

まず、本計画期間の 2023 年度までの取組必要量を削減するための基本方針、次いで 2030 年度までに排出量を 51%削減するための基本方針を示します。

3.3.2 2023 年度までに行う取組の基本方針

省エネルギー設備の導入及び既存設備の運用改善を行います。投資回収期間が短く、費用対効果の高い省エネルギー設備については積極的に導入していきます。また公共施設においては町民に対して地球温暖化対策の模範となる取組の実践を示す必要があるため、環境省指定の先進的省エネルギー設備等を積極的に導入する事とします。

本計画期間において、カーボン・マネジメント強化学業で省エネ可能性調査を行った施設で優先的に省エネ改修を行う事とします。省エネ可能性調査を行った施設の CO₂ 削減ポテンシャルは表 4 のとおり合

計 788t-CO₂/年です。

省エネ可能性調査を踏まえた取組内容及び削減効果については、「阿南町省エネルギー診断結果報告書」を別添。

施設	内容	CO ₂ 削減ポテンシャル (t-CO ₂ /年)
阿南町役場本庁舎	運用改善、空調更新	19
ゆうゆ〜らんど阿南	運用改善、チップボイラ導入	423
阿南町 町民体育館	運用改善、照明更新	10
高齢者生活福祉センター 社協	運用改善、照明更新	13
特別養護老人ホーム阿南荘	運用改善	72
救護施設 阿南富草寮	2017年度の更新の削減効果を適用	250
和合福祉村 和(なごみ) 社協および和合出張所	運用改善	1
合計		788

表 4 省エネ可能性調査を行った施設の CO₂ 削減ポテンシャル

3.3.3 2030 年度までに行う取組の基本方針

基準年度から 51%削減を達成するための取り組みとして、省エネ可能性調査を行った施設における設備更新や電気自動車の導入、太陽光発電の追加導入、電力のグリーン購入が挙げられます。これらの取り組みによる削減ポテンシャルは表 5 のとおり 932t-CO₂です。

このうち省エネ可能性調査を行った施設（ゆうゆ〜らんど阿南、高齢者生活福祉センター社協、特別養護老人ホーム阿南荘、和合福祉村和(なごみ)社協および和合出張所、第 1 導水ポンプ場、第 2 導水ポンプ場、源泉ポンプ、浄水場）における取組については「阿南町省エネルギー診断結果報告書」を別添。

項目	内容	CO ₂ 削減ポテンシャル (t-CO ₂ /年)
ゆうゆ〜らんど阿南	ポンプ更新	30
高齢者生活福祉センター 社協	空調、床暖房更新	31
特別養護老人ホーム阿南荘	照明更新	41
和合福祉村 和(なごみ) 社協および和合出張所	床暖房更新	13
第 1 導水ポンプ場	ポンプ更新	4

第2 導水ポンプ場	運用改善、ポンプ更新	16
源泉ポンプ、浄水場	ポンプ、ブロー等の更新 (IE4 への更新で平均 5%削減と仮定)	16
電気自動車の導入	町所有の自動車を 100%電気自動車にする。	168
太陽光発電の追加導入	総計 235kW の自家消費太陽光発電を導入する。	125
電力のグリーン購入	町全体の電力購入先を排出係数の低い新電力会社 に切り替えることで CO ₂ 削減を目指す。 2030 年度の排出係数は 0.37kg-CO ₂ /kWh 以下とする。	486
合計		932

表5 2030 年度までに行う予定の対策及び削減ポテンシャル

3.3.4 電気自動車の導入

阿南町公用車を、ガソリン車・ディーゼル車から電気自動車に更新する。

電気自動車は、ガソリンをまったく使用せず、電気のみで走行する純電気自動車すなわちバッテリー式電動輸送機器（バッテリーしきでんどうゆそうきき、Battery Electric Vehicle; BEV）を導入するものとする。電気自動車更新による CO₂ 削減量は表6 の燃費を用いて、計算した。ガソリン車、ディーゼル車は、1,081kg～11,955kg の 2015 年燃費基準値を用いた。電気自動車は、5km/kWh～10km/kWh が現在の電気自動車の電費範囲であるため、12.5km/kWh と仮定して、計算を行った。

燃料	燃費
ガソリン	18.7 km/L
軽油	18.7 km/L
電気	12.5 km/kWh

表6 ガソリン車、ディーゼル車、電気自動車の燃費

充電場所は、2017 年度までにガソリン使用のある施設に付随した駐車場が候補位置となる。駐車中の充電用電源としては、将来開発される小水力発電所や太陽光発電所、そこから充電した蓄電池が考えられる。

なお、2017 年度にガソリン使用量の多い3 施設は、阿南町役場（公用車分）、高齢者生活福祉センター社協、救護施設阿南富草寮であり、既存のパネルが乗っていない屋根部分にパネルを追加する、パネル付きのカーポートの設置、剰余地へのパネル設置などが考えられる。

3.3.5 太陽光発電の追加導入

町内 10 ヶ所に、自家消費太陽光発電を導入する。対象施設および太陽光発電容量を、表7 にしめた。

施設	太陽光発電容量 (kW)
11_阿南老人福祉センター 富草出張所	15
12_救護施設 阿南富草寮	50
27_ゆうゆ〜らんど阿南	20
44_阿南町給食センター	20
45_阿南町文化会館	20
101_こども教育係_富草小学校	30
102_こども教育係_新野小学校	20
104_こども教育係_阿南第一中学校	20
105_こども教育係_阿南第二中学校	20
106_こども教育係_大下条小学校	20
合計	235

表 7 太陽光発電の追加導入

3.3.6 電力のグリーン購入

2016 年 4 月より、既存の電力会社以外の電気事業者から電気を購入することが可能になった。切り替えを行う最大のメリットは電気料金の低減で、施設の電気使用状況にもよるが概ね 5～10%程度の抑制が可能となる。しかし、1kWh 当たりの CO₂ 排出係数が大きい事業者から購入すると、温室効果ガス排出量の増加につながる。購入先の選定時には電気料金の削減額だけでなく、CO₂ 排出係数や供給される電気の電源構成も考慮し、電力のグリーン購入を推進する。

2030 年度の町全体の購入電力の排出係数を 0.37kg-CO₂/kWh 以下とすることで 144t-CO₂ の排出削減を目指す。

第4章 計画の進行管理と点検結果の公表

4.1 推進体制

カーボン・マネジメント体制

「阿南町地球温暖化対策計画」を、地域版環境マネジメントシステムである「南信州いいむす 21」を活用し、マネジメント体制を構築します。

「南信州いいむす 21」は、国際規格である ISO14001 の基本的な取り組みを簡易なシステムとして提供しており、事業所の実情に合わせた計画により、環境改善を実施し、地域ぐるみで環境保全に挑戦しようという、長野県南信州地域独自の活動であり、長野県飯田市及び下伊那郡の町村等で構成される南信州広域連合が事務局となっており、事務局や地域ぐるみ環境 ISO 研究会参加団体相互の助言を受けながら進行管理する仕組みです。また、取り組みレベルも必ず取り組むべき必須要件からレベルを上げて取り組む加算項目でそれぞれ取り組めるようになっている。

庁内では町長をトップとして、課長会を中心とし関係部署を統括し、事務局は総務課が担当する体制を構築し、南信州広域連合と連携してマネジメントを進めます。(図9 参照)

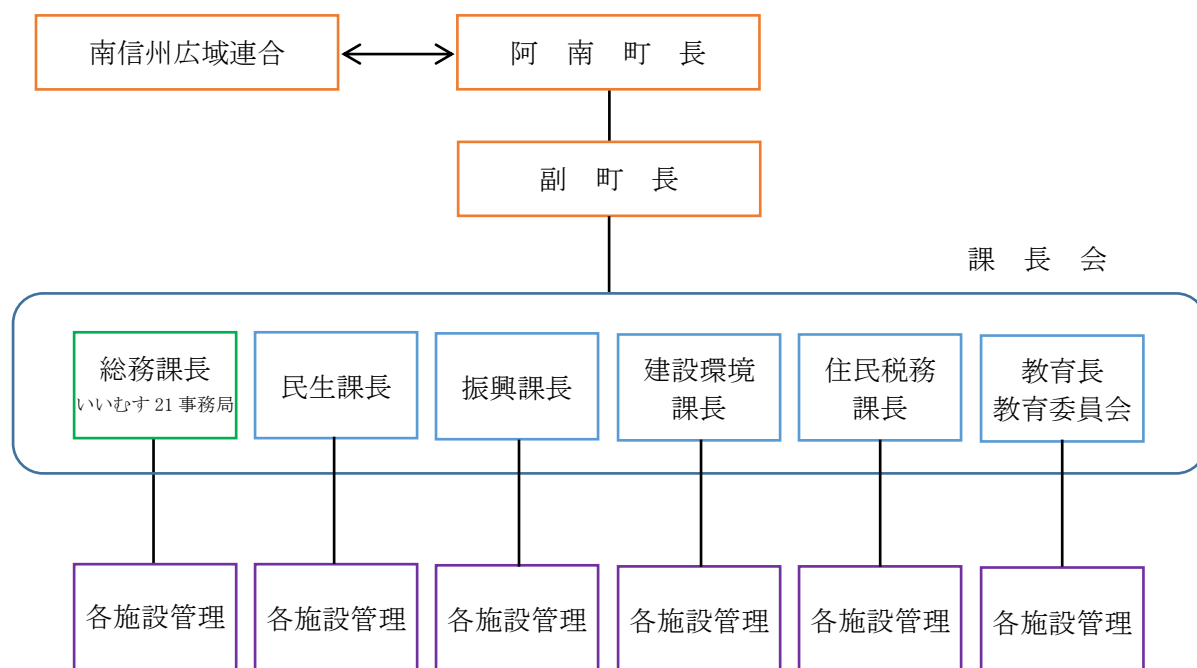


図9 南信州いいむす 21 推進体制図

4.2 進行管理の仕組み

いいむす 21 は、ISO14001 の基本的な取り組みを簡易なシステムとして提供し、事業所（自治体含む）の実状に合わせて計画を立て環境改善活動を実施し、地域ぐるみで環境保全に挑戦しようという南信州地域独自の環境マネジメント活動です。南信州広域連合が事務局となっており、事務局や参加団体相互の助言を受けながら、進行管理する仕組みです。

いいむす 21 は、CO₂削減だけでなく、ゴミの減量など環境負荷全般に関わる目標を設定する取り組みですが、CO₂削減の管理を含められることに加えて、広域行政機関である南信州広域連合として下伊那郡の各町村に取得が呼びかけられていることから、地域の取組に参加しながら、本マネジメントシステムによる進行管理をしていきます。

【実施状況の点検方法】

(1) エネルギー使用量（温室効果ガス排出量）の把握

町の事務事業に由来するエネルギー使用量（電気、重油、ガス、灯油、軽油、ガソリンの使用量）を把握し、総務課にて取りまとめ、町長に報告します。

(2) 取組内容の点検

本計画の進捗状況は、課長会において毎年点検を行います。

(3) 取組内容の改善

本実行計画における取組内容及び目標値は、必要に応じて課長会での審議を経て、内容等の見直しを行い、翌年度以降の取組みへつなげます。

(4) 実施状況の公表

本実行計画の進捗状況等については、町のホームページ等により公表します。

(5) 職員意識の啓発や関係団体への協力要請

〈職員意識の啓発〉

実行計画の策定後、全職員を対象とした説明会を実施し、実行計画の周知及び浸透を図る。

その後は、カーボン・マネジメント体制に沿い、職員の意識付けについて3ヶ月に1回の頻度で確認をすることで、職員意識の徹底を図る。

〈関係団体への協力要請〉

本事業の実施後に実施。職員意識啓発と同様に、実行計画の策定後に計画の内容、町の取組体制等について書面にて周知及び協力について依頼を行う。

